奈良県選挙管理委員会告示第百四号

少額領収書等の写しの開示及び交付に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

少額領収書等の写しの開示及び交付に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、少額領収書等の写し（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条の十六第一項の規定に基づく少額領収書等の写しをいう。以下同じ。）の開示について、法、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十六号。以下「規則」という。）及び奈良県選挙管理委員会手数料条例（平成二十年十二月奈良県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（少額領収書等の写しの開示の請求）

第二条　法第十九条の十六第一項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第一号様式）を提出しなければならない。

一　請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二　少額領収書等の写しの交付の請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年

三　写しの送付の方法による少額領収書等の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

（少額領収書等の写しの提出命令）

第三条　法第十九条の十六第五項の規定による命令は、第二号様式により行わなければならない。

（法第十九条の十六第六項ただし書の通知）

第四条　法第十九条の十六第六項の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第三号様式）を提出しなければならない。

一　国会議員関係政治団体の名称並びに会計責任者の氏名及び印

二　法第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないこと又は同項の規定による命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出していること

（少額領収書等の提出期間の延長等）

第五条　法第十九条の十六第七項の規定による期間の延長の求めをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第四号様式）を提出しなければならない。

一　国会議員関係政治団体の名称並びに会計責任者の氏名及び印

二　法第十九条の十六第五項の規定による命令があった日

三　前号の日から二十日以内に、公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかるときは、公職の候補者の氏名、選挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

四　規則第十四条の二の五第二号及び第三号により延長を求める場合において、事務の状況その他の事情

第六条　法第十九条の十六第九項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面（第五号様式）により行うものとする。

一　延長後の期間

二　延長の理由

（少額領収書等の写しの開示等）

第七条　法第十九条の十六第十一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面（第六号様式）により行うものとする。

一　国会議員関係政治団体の名称及び支出項目

二　開示の実施の方法及び手数料の額

三　開示を実施することができる日時、場所

四　写しの送付に要する日数及び費用

五　一部開示の場合は、不開示の理由

第八条　法第十九条の十六第十二項の規定による通知は、開示をしない旨の決定をした理由を記載した書面（第七号様式）により行うものとする。

第九条　法第十九条の十六第十一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面（第八号様式）により行うものとする。

一　延長後の期間

二　延長の理由

（少額領収書等の写しの開示等）

第十条　法第十九条の十六第十四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面（第九号様式）により行うものとする。

一　法第十九条の十六第十四項の規定を適用する理由

二　残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法）

第十一条　法第十九条の十六第十五項に規定する少額領収書等の写しに係る写しの交付は、複写機により片面刷りで複写したもの（単色刷りで、A四判の大きさの用紙に複写したものに限る。）により行うものとする。

（少額領収書等の写しの交付手数料の納付方法等）

第十二条　少額領収書等の写しの交付手数料（条例別表に規定する少額領収書等の写しの交付手数料。次項において「手数料」という。）は、奈良県収入証紙を第十号様式にはり付けて、少額領収書等の写しの交付を受けるときに納付するものとする。

2　写しの送付の方法による少額領収書等の写しの交付を求める者は、手数料の納付と同時に、送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。

（少額領収書等の写しを提出しない国会議員関係政治団体の公表等）

第十三条　法第十九条の十六第十六項の規定による通知は、当該国会議員関係政治団体が少額領収書等の写しを提出しなかった旨を記載した書面（第十一号様式）により行うものとする。

2　奈良県選挙管理委員会は、法第十九条の十六第十六項の規定による通知をしたときは、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットを利用して公表するとともに、報道機関に対して公開しなければならない。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

奈良県選挙管理委員会　殿

住所（法人その他の団体にあっては所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者名）

少額領収書等の写し開示請求書

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１項の規定により、次の国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示を請求します。

国会議員関係政治団体の名称	支出がされた年	総務省令で定める項目

※人件費を除く全ての少額領収書等の写しの開示を請求する場合は、「総務省令で定める項目」欄に「全て」と記入すること。

※写しの送付を希望する場合は、右の□に✓をすること。　　□　写しの送付希望

第２号様式（第３条関係）

奈良県達選第　　号

（国会議員関係政治団体の名称）会計責任者　殿

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第５項の規定により、貴団体に係る下記の少額領収書等の写しを提出することを命じます。

年　　月　　日

奈良県選挙管理委員会　印

記

（注意事項）

１　命令があった日から２０日以内に、当該少額領収書等を複写機により日本工業規格Ａ列４判の用紙に複写し、これらを当該領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、支出の項目ごとに分類して提出してください。

２　当該命令にかかる少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を第３号様式により通知すれば提出する必要はありません。

３　事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、政治資金規正法第１９条の１６第７項の規定により、提出期限を延長することができます。延長を求める場合は、第４号様式を提出してください。

４　この命令に従わず、少額領収書等の写しを提出されない場合は、政治資金規正法第１９条の１６第１６項及び少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成２２年３月奈良県選挙管理委員会告示第１０４号）第１３条の規定により開示請求者に通知するとともに、公表します。

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

奈良県選挙管理委員会　殿

（名　　称）

（会計責任者）　　㊞

政治資金規正法第１９条の１６第６項の規定による通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

□　当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない。

□　当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出している。

※該当する□に√を記入してください。

第４号様式（第５条関係）

年　　月　　日

奈良県選挙管理委員会　殿

（名　　称）

（会計責任者）　　㊞

少額領収書等の写しの提出の期間の延長について

このことについて、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第７項の規定により提出の期間の延長を求めます。

記

１　政治資金規正法第１９条の１６第５項の規定による命令があった日

年　　月　　日

２　１の日から２０日以内に、公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかるときは、公職の候補者の氏名、選挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

公職の候補者の氏名

選　挙　の　種　類　　選挙

公示又は告示の日　　年　　月　　日

選　挙　の　期　日　　年　　月　　日

３　政治資金規正法施行規則第１４条の２の５第２号又は第３号により延長を求める場合においては、事務の状況その他の事情

第５号様式（第６条関係）

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

少額領収書等の写しの提出期間の延長について

このことについて、下記の理由により延長しましたので、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第９項の規定により通知します。

記

１　延長後の期間　　年　　月　　日まで

２　延 長 の 理 由

第６号様式（第７条関係）その１

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

少額領収書等の写しの全部開示決定通知書

年　　月　　日付けで請求のありましたことについて、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１１項の規定により通知します。

国会議員関係団体の名称及び支出項目	
開示の実施の方法及び手数料の額	開示の実施の方法　　写しの交付 手数料の額　　円
開示を実施することができる日時、場所	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（奈良県の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の9:00から17:00まで　　県庁４階　選挙管理委員会室
写しの送付に要する日数及び費用	日 円（郵便切手で納付してください。）

第６号様式（第７条関係）その２

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

少額領収書等の写しの一部開示決定通知書

年　　月　　日付けで請求のありましたことについて、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１１項の規定により通知します。

国会議員関係団体の名称及び支出項目	
開示の実施の方法及び手数料の額	開示の実施の方法　　写しの交付 手数料の額　　円
開示を実施することができる日時、場所	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（奈良県の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の9:00から17:00まで　　県庁４階　選挙管理委員会室
写しの送付に要する日数及び費用	日 円（郵便切手で納付してください。）
不開示の理由	

第７号様式（第８条関係）

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

少額領収書等の写しの不開示通知書

年　　月　　日付けで請求のありましたことについて、下記の理由により不開示とすることに決定しましたので、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１２項により通知します。

記

第８号様式（第９条関係）

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

少額領収書等の写しの開示期間の延長について

このことについて、下記の理由により延長しますので、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１３項の規定により通知します。

記

１　延長後の期間

２　延 長 の 理 由

第９号様式（第１０条関係）

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

政治資金規正法第１９条の１６第１４項の規定の適用について

年　　月　　日付けで請求のあった少額領収書等の開示について、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１４項の規定を適用しますので通知します。

記

１　適用の理由

２　残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

第１０号様式（第１２条関係）

少額領収書等の写しの交付手数料納付用紙

請求者

奈良県収入証紙はり付け欄 （奈良県収入証紙以外のものははり付けないこと。） （請求者は消印しないこと。）

※写しの送付を希望する場合は、次の□に✓をし、金額を記載すること。

□　写しの送付を希望するので、郵便切手＿＿＿＿円分を納付します。

委員会使用欄 （受付印）

第１１号様式（第１３条関係）

選　　第　　号

年　　月　　日

様

奈良県選挙管理委員会　印

政治資金規正法第１９条の１６第１６項の規定の適用について

このことについて、　　年　　月　　日付けで請求に係る当該国会議員関係団体に少額領収書等の写しの提出を命令しましたが、提出されなかったので、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条の１６第１６項の規定により通知します。